

神奈川大学動物実験委員会規程

(目的)

第1条 この規定は、神奈川大学動物実験規定第4条第2項に基づいて設置する神奈川大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(動物実験委員会の構成等)

第2条 動物実験委員会は、次に掲げる者でもって構成し、学長が任命する。

- (1) 動物実験等の経験と専門知識を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた見識を有する者 若干名
- (3) 研究推進部研究コンプライアンス課1名以上
- (4) 学識経験を有する者 若干名
- (5) その他、委員長が必要と認める者

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、神奈川大学動物実験規程第6条の委員構成を考慮の上、学長が補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第3条 動物実験委員会の委員長は、前年度12月までに委員会を開催し、委員の互選により選出する。

- 2 動物実験委員会に副委員長を置き、上記委員会において、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、動物実験委員会を招集し、その議長を務めると共に動物実験委員会の事務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(動物実験委員会の職務)

第4条 動物実験委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに本規程に適合していることの審査。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること。

(会議等)

第5条 動物実験委員会は、過半数の出席により成立する。

- 2 議事は出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 動物実験委員会の審議は、書面(電子的なものを含む)による会議により、議決することができる。
- 4 毎回の議事録を作成し、担当事務にて議事録の保管を行う。
- 5 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。
- 6 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(事務の所管)

第6条 動物実験委員会に関する事務は、教育・学生支援部教務技術支援課および研究推進部研究コンプライアンス課の所管とする。

2 担当事務は、動物実験委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、動物実験委員会の議事の運営その他必要な事項は、動物実験委員会が別に定める。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、動物実験委員会の審議を経て学長が行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。